

飲料水供給施設整備費補助金 他市町状況

環境政策課
資料No.1

市 町 名	庄原市	三次市	安芸高田市	世羅町	北広島町	神石高原町
補 助 対 象	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所有り、又は今から居住する人 ・市税、納付金滞納なし ・集会施設 <p>【施設条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量300L×戸数/日 ・飲料水検査に適合 （不適合の場合には滅菌器を設置すること） ・水道事業および簡易水道の計画給水区域外であること （2年以内に給水の供用開始が見込まれない区域を除く） 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所有り、又は今から居住する人 ・市税等を完納 <p>【施設条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量250L×利用人数/日 ・飲料水検査に適合 ・水道事業の計画区域外であること （1年以内に給水が開始されない区域を除く） 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所有り、又は今から居住する人 ・市税等を完納 <p>【施設条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量1000L×戸数/日 ・飲料水検査に適合（不適合の場合には滅菌器を設置若しくは煮沸を条件とする） ・簡易水道、飲用水供給施設、営農飲雑用水施設および簡易給水施設の計画給水区域外であること 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所有り ・町税及び町公共料金を完納している方 <p>【施設条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量250L×利用人数/日 ・飲料水検査に適合すること ・上水道事業の計画給水区域以外であること （1年以内に給水が開始されない区域を除く） 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に記録されている者 ・町税又は使用料を完納している者 （事業所は除く） <p>【施設条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量1000L×戸数/日 ・飲料水検査に適合 ・給水区域外で、今後とも水道施設の整備が困難な区域 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所有り ・住宅・宅地を借りている者で賃貸人の承諾が得られる者 ・販売・営業目的での施設整備を行わない者 <p>【施設条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量250L×利用人数/日 ・水道計画区域外
補 助 対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・直接必要経費※ ・水質検査費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接必要経費※ ・揚水ポンプ経費 ・水質検査 ・貯水/配管経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接必要経費※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接必要経費※ ・揚水ポンプ ・水質および水量検査費用 ・水質基準に適合しない含有物を除去する装置にかかる費用 ・貯水/配管の費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削費及び足場仮設費 ・取水管工事費 ・ポンプ設置費 ・浄水施設設置費 ・給水管工事費（宅内配管は除く） ・電気導線工事費 ・水質検査費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング ・ポンプ施設 ・屋外配管工事
補 助 率	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
補 助 限 度 額	40万円 （共同申請：36万×戸数）	40万円 （2戸共同：80万、3～7戸共同：80万+戸数増加分×20万、8戸以上：200万）	70万円	75万円 （2～7戸共同：75万+戸数増加分×25万、8戸以上：250万）	60万円 （共同申請：60万×戸数）	50万円 （2戸共同：75万）

※掘削に直接かかる費用